

「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民の意見聴取

平成 28 年 5 月 15 日（日）13:00～13:20

独立行政法人水資源機構思川開発建設所 3 階 BC 会議室

発言者：意見発表者 1

●●と申します。鹿沼市内から来ております。所属と申しますと「思川開発事業を考える流域の会」となっています。

今日は、「検証作業には問題がある」、「南摩ダムは、ダムの四冠王だ」ということをお話ししたいと思います。

ダム検証は茶番劇です。ダムに疑問を持つ者を排除して、ダム推進論者だけで検討しており、「予断なき検証」になるはずがありません。案の定、南摩ダムの「検討の場」は「早くつくれ、の大合唱」であります。中止になった事業もありますが、需要の減少や予算不足で事業者自身が諦めたものであり、まともな検証の結果ではありません。パブコメと意見発表は、「通過儀礼」や「ガス抜き」としてしか扱われていません。ダムが必要かどうかを根底にさかのぼってチェックするのではなく、必要性についてはあっさりチェックするだけであります。ダムの必要性があるという前提で代替案を検討するという手法をとっております。

検証というなら、治水については現実に起きた昨年の水害でダムの効果を証明すべきだと思います。昨年 9 月には、鬼怒川流域に 1 / 1 1 0 確率の雨が降ったとされます。思川流域でもその程度だったはずですから、計画雨量 1 / 1 0 0 に近いはずですが、検討主体は、現実に小山市などで起きた水害をダムでどれだけ軽減できるかを証明すべきだと思います。

そもそも思川の昨年 9 月の洪水時の雨量と流量の確率を公表すべきです。鬼怒川については既に発表されているのに、思川については、8 カ月たってもいまだに雨量と流量の確率が公表されていません。

次に、洪水調節の便益が評価のたびにコロコロ変わるのをおかしいと思います。南摩ダムの費用対効果分析は、過去 4 回は少なくともやっているようですが、洪水調節の便益において 3 倍も差が出るのは、計算がいかにもいい加減であるかの証拠だと思います。

「南摩ダムの流域面積が小さい。だから洪水調節効果がないに等しい」ということが真面目に検証されていないことが問題です。栃木 3 ダム住民訴訟におきまして住民側は、「南摩ダムの流域面積は思川乙女地点の流域面積のわずか 1. 6 % にすぎないから、洪水調節効果はないに等しい」と言っておりました。ところが、素案には環境への影響について、「思川全体の流域面積のうち、南摩ダムの流域面積は約 1 % であることから、思川への土砂供給の影響は小さいと考えられる」とあります。流域面積が小さいから環境への影響が小さいと言いながら、洪水調節効果の話になると 5 0 年間で 1, 4 0 1 億円とか 4 7 0 億円もの便益があるというのは矛盾します。この矛盾をきちんと検証すべきだと思います。

渡良瀬遊水地を無視して南摩ダムの治水便益が計算されていることは誤りであります。

利根川水系河川整備基本方針には、「渡良瀬川の利根川への合流量は渡良瀬遊水地による調節により利根川に影響を与えない」と書かれています。これは、思川も巴波川も同様に利根川に影響を与えないという意味であります。

渡良瀬遊水地の治水容量は1.7億トンもありまして、南摩ダムの治水容量の34倍もあります。昨年9月洪水時にも、渡良瀬遊水地の貯水容量は半分の8,600万トンしか使われていなかったのでありますから、南摩ダムがあってもなくても、利根川の流量に影響はありません。

南摩ダムの治水便益計算は、渡良瀬遊水地を無視して計算していることが問題です。南摩ダムの洪水調節便益は約470億円と素案に書かれています。利根川での便益を除くと、費用対効果は約1.1になるのではないかと思います。思川での便益が虚構であること、また、「流水の正常な機能の維持」に関する便益約2,048億円が虚構であることなどを考えれば、費用対効果は1を下回るはずであります。

「流水の正常な機能の維持」に関する便益約2,048億円がなぜ虚構かといいますと、「流水の正常な機能の維持」に関する便益は、代替法というもので算定されています。その制度的な根拠もマニュアルもありません。「流水の正常な機能の維持」のための専用のダム、身代わりダムの建設を想定し、その建設費と同額の便益があるものとみなしています。したがって、身代わりダムの建設費が大きければ大きいほど便益も大きくなるという仕組みになっています。「流水の正常な機能の維持」がダム建設費の増量剤となっているという現実があります。

次に、水需要についてまともな検証がなされていません。水需要は、幾つかの項目で形式的にチェックするのみで、本当に水が必要かを真面目に検証していません。今後水需要は減少するという予測が常識です。国土交通省も「水資源白書」でそう予測しました。厚生労働省の「新水道ビジョン」も需要減を前提に改訂されました。南摩ダムの検証においては、栃木県を除く6つの利水予定者について需要増が前提となっていて、常識から外れています。

水道用水供給事業の認可を確認すべきだと思います。検討のルールとして、水道事業とか水道用水供給事業について厚労省の認可を受けているかを確認するとなっております。ところが、栃木県は水道用水供給事業の認可を受けていないのに、検討主体は同県から栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書を受け取ることで、確認が済んだことになってしまいました。水道事業の認可をするというのは、南摩ダムが完成しても水が使われないような事態にならないようにするためだと思います。しかし栃木市長は、「栃木市にダムの水を買う義務はない」と議会で答弁しており、南摩ダムの水を使う気はありません。下野市長も同様の答弁です。こんな状況では、南摩ダムが完成しても水が使われないおそれは払拭されません。検討主体では、自分で決めたルールを守り、水道事業の認可を確認すべきであります。

次に、人口予測が長期計画に沿っていません。素案には、「需要量の推計方法について、長期計画に沿ったものであるかどうか確認する」とあります。ここで「長期計画」とは最新の長期計画のことであり、昔の長期計画のことではないはずです。全国の自治体は、2015年中に「人口ビジョン」を策定しました。これは長期計画に該当するはずですが、素案に記載された需要予測は、いずれも「人口ビジョン」に沿ったものではありません。したがって、需要予測は、長期計画に沿ったものではありません。検討主体は、自分で決めたルールを守っていません。

次に、水道用水に関する費用対効果が素案にないのはおかしいと思います。これは結論だけにしておきます。

次に、水資源開発促進法の目的というものは、「水資源開発」と「利用の合理化」の2本立てになっております。ところが国土交通省は、水資源開発にばかり熱心でありまして、未利用水の活用には熱心ではありません。未利用水を40年も抱えた市から「現状のまま保持していく」と言われて、なぜ簡単に引き下がるのでしょうか。未利用水を無理やり取り上げるには法律が必要ですが、法案の提出ぐらいはできるはずですが。

南摩ダムの目的はいずれも虚構なので、代替案は必要なく、それらの比較検討も無駄な作業であります。

次からは、南摩ダムはダムの四冠王だというお話です。四冠とは、違法、無理、無駄、有害ということであります。

まず、南摩ダムは違法なダムということです。水資源開発促進法は「緊急性」を要件としております。緊急に実施する必要があるというときに、フルプランをつくって、そこから事業が始まるのだということが規定されているわけです。ところが南摩ダムには緊急性がありません。

その証拠としては、栃木県南2市2町、栃木市、下野市、壬生町、野木町は、知事に対し、広域的水道整備計画の策定を要請していません。これは必要がないから要請しないのです。鹿沼市長は、「水道水源はできるだけ地下水で賄う。浄水場もつくらない」と議会で発言しております。栃木市長と下野市長は、「南摩ダムの水を買うということではない」と議会で発言しております。

それから、南摩ダムには無理があるという話です。「小川に巨大ダム」はしょせん無理があるということです。一またぎできる小川に5,100万トンの巨大ダムは必要ないということです。

それから、国土交通省がダムの運用計算をやると、30年間のうち12年は貯水量がゼロになる年が出現するということがあります。したがって、南摩ダムが完成しても利水ダムとして機能しないということでもあります。

次に、南摩ダムは治水上も利水上も必要ないということなものですから、「流水の正常な機能の維持」を主目的とするという無理なダムであります。流水の正常な機能の維持のための容量が有効貯水容量の56.5%も占めるダムはほとんどありません。設楽ダムも6

0%と言われて、あれも異常なダムと言われております。

次に、南摩ダムは無駄だということですが、南摩ダムは治水上無駄であるということの根拠のうち、まずは流域面積が小さすぎるということです。南摩ダムの流域面積は、乙女地点の流域面積の1.6%にすぎません。栗橋に対しては0.14%ですから、最初から治水効果は見込めないということです。

次に、洪水調節量が小さすぎるということです。乙女地点での基本高水流量 毎秒4,000トンのうち65トン、つまり1.6%しか調節できないということです。

次は、水位を何センチ下げられるのかを水資源機構が説明しないという問題があります。2014年に市民団体が水資源機構に対し、「南摩ダムで乙女の水位は何センチ下げられるのか」と聞いたのですが、「流量は65トン減らせる」という答えしかしません。答えられないということは、効果がないということの証拠だと思います。

次は、思川治水計画は破綻しているということであります。2001年の国の資料には、「思川開発事業とは4ダム構想だった」と書かれております。4,000トンの基本高水を4ダムで300トンカットするという計画だったのであります。

これら4つのダムのうち、行川ダムについては2002年に中止になりました。遠ノ木ダムと中ノ畑ダムについて詳しい情報公開を求めると、文書は存在しない、実在したダム事業ではないということでありました。4ダムで300トンカットする計画でしたが、2つのダムは最初から架空だったのです。したがって、実在する計画である南摩ダムだけでは65トンしかカットできないので、残り235トンについては現実の対策もないということになります。4ダムのうち2ダムが架空で1ダムが中止ですから、思川治水計画は破綻していたのです。

次は、基本高水が過大に設定されているということです。思川の基本高水流量は、乙女地点で4,000トンです。昨年9月洪水での雨量は1/100程度のはずですが、市民の計算では3,300トンしか流れていなかったということでした。したがって、4,000トンは2割も過大だということになります。

ダム地点の流入量についても過大見積もりがなされていると思われます。計画では1/100確率の雨量でダム地点に130トン流れることになっています。昨年9月の洪水では1/100程度の雨だったと思われませんが、ダム地点の流量は私の計算では76トンでした。これが正しいとすれば、計画は2倍も過大だったということになります。

南摩ダムは、利水上無駄のうち、まず水余りの時代になったという話に移ります。これは全部の参画団体を見るわけにいかないのですが、例えば人口増加の続いている小山市でさえも水需要は頭打ちで、人口増加も2020年でとまりますから、今持っている水源はどんどん余っていきます。需要予測を下方修正はしていますが、架空の需要予測をしてダムの必要性を捏造していたということであります。

小山市は、思川開発に係る暫定水利権を使っているということなのですが、暫定水利権がなくても日量5万8,000トンの水源を持っています。2014年の需要実績は4万

5, 641 トンですから、これがどんどん減っていくわけですから、暫定水利権も要らないということになります。

次は、水源転換も必要ないということです。栃木県が掲げる水源転換の理由は全て虚構であります。渇水リスクとか地下水汚染のリスク、それから地盤沈下防止、これは虚構です。

これは素案から引用したグラフですが、10年に1度の渇水年に表流水の水源は2割も目減りする、しかし地下水は渇水年にも変わらないということを、国土交通省が言っているということです。

地下水依存率を下げたら治水安全度は低下するということでもあります。

地下水汚染のリスクについても、兆候はなく可能性にすぎない、抽象的なものということです。放射能汚染を心配しなければならないのは表流水のほうでありますし、地下水が汚染されたとしても、使えないということになるわけではありません。

栃木県では2センチメートル以上の地盤沈下面積は1997年以降ほぼゼロであります。

累積沈下量の最も大きかった野木町の地点の地層収縮量を見ても、1997年以降は沈静化しております。

注目したいのは、一番沈んだ年の1994年には67センチメートルも沈下しているのです。この年の地下水の利用状況がどうだったか。これは94年の渇水年のことなんですね。ここでは農業用水、黄色の縦棒が前年に比べて伸びているのがわかると思います。青が水道水、紫が工業用水です。これは前年と変わらないということがわかると思います。つまり、農業用水が地盤沈下の原因だということなんです。

保全地域に指定されている小山市、野木町、旧藤岡町の地下水採取量のうち、水道水の占める割合は約8%にすぎない。農業用が61%です。

次は時間がないのでカットしますと、魚類のために流水の正常な機能の維持をやるんだということにはまやかしがあると思います。魚類のためといいながら、水深、流速、水面、幅など水量だけが考慮されて、水質、水温、河床等の質的な問題は除外されております。

時間ということでやめますが、南摩ダムは、資料に入れましたように、有害でもありますので即刻やめるべきだということで、終わります。